

海上保安庁
新型インフルエンザ等業務継続計画

平成 22 年 3 月
平成 27 年 3 月改訂
令和 7 年 6 月改訂
海 上 保 安 庁

【 目 次 】

第1章 はじめに

1 目的	1
2 地震災害に関する業務継続計画との関係	1
3 適用範囲	1
4 被害想定	1

第2章 業務継続計画の基本的考え方

1 業務継続の基本方針	2
2 発生時継続業務	3
(1) 強化・拡充業務	3
(2) 一般継続業務	3
3 各時期における業務量の考え方	4
(1) 初動期	4
(2) 封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）	4
(3) 病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）	4
(4) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（対応期）	4

第3章 業務継続のための執行体制確保

1 基本的考え方	5
2 勤務形態・通勤方法の検討	5
3 執行体制の確保にかかる検討	5
4 物資の整備等	6

第4章 感染対策

1 基本的考え方	6
2 職場における職員への対応	6
(1) 一般的な留意事項	7
(2) 職場における感染対策（職場の清掃・消毒・換気）	7
(3) 職員の健康状態の確認等	8
(4) 職員が発症した場合の対処	8

(5) 職員の同居者等が発症した場合の対処	・ ・ ・ ・ ・	9
3 海外勤務する職員等への対応	・ ・ ・ ・ ・	9

第5章 業務継続計画の運用

1 業務継続計画の発動	・ ・ ・ ・ ・	1 0
2 通常体制への復帰	・ ・ ・ ・ ・	1 0
3 公表・周知	・ ・ ・ ・ ・	1 0
4 研修・訓練	・ ・ ・ ・ ・	1 0
5 点検・改善	・ ・ ・ ・ ・	1 1

第1章 はじめに

1 目的

海上保安庁では、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）に基づき、「海上保安庁新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「当庁行動計画」という。）を策定している。新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生すれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されるところ、発生時において、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持して、最低限の国民生活の維持、治安の確保、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要である。

このため、新型インフルエンザ等が発生した場合において、限られた職員により海上保安庁がその機能を維持し、必要な業務を継続できるよう、講ずるべき措置をあらかじめ定めることを目的に本計画を策定する。

2 地震災害に関する業務継続計画との関係

海上保安庁では、既に首都直下地震に対応するための「海上保安庁業務継続計画（首都直下地震対策）」（以下「首都直下地震業務継続計画」という。）等を策定しているが、新型インフルエンザ等の被害想定やそれを踏まえた対応は、地震災害の場合とは異なることから、当該業務継続計画を参考としつつも、同計画とは別に本計画を定めるものである。

3 適用範囲

本計画は、本庁、管区海上保安本部及びその事務所に適用する。

4 被害想定

「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（令和6年9月27日内閣官房内閣感染症危機管理統括庁改定。以下「ガイドライン」という。）によれば、新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しいため、政府行動計画においては、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も

念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定している。社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大 40%程度の欠勤を想定することなどが考えられる。¹

第2章 業務継続計画の基本的考え方

1 業務継続の基本方針

ガイドラインでは、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、適切な意思決定に基づき、政府行動計画等で取り組むとされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの(以下「強化・拡充業務」という。)を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの(以下「一般継続業務」という。)を継続することとされている。上記以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断することとされている。

海上保安庁においても、強化・拡充業務及び一般継続業務(以下「発生時継続業務」という。)を実施及び継続できるよう、次の基本方針に基づいて、必要な体制等を確保する。

【基本方針】

- ① 職員の感染対策に万全を期す。特に同一組織内での同時多数感染を防止して、業務の継続を確保する。
- ② 発生時継続業務の業務継続に万全を期す。
 - ・強化・拡充業務を優先的に実施する。
 - ・一般継続業務を適切に継続する。
- ③ 必要に応じて、限られた人員及び船艇・航空機を組織の枠を越えて

¹「米国の国土安全保障会議や労働安全衛生局のガイドライン等において、従業員の欠勤率が最大 40%になることを踏まえ、政府行動計画に基づく対策ガイドライン(事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン)に記載」されている。

効率的かつ効果的に配分し、業務の継続を確保する。

2 発生時継続業務

(1) 強化・拡充業務

海上保安庁は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、水際対策の実施官庁として位置付けられ、検疫体制の強化に伴う検疫港及びその周辺における必要に応じた警戒警備や船舶において停留措置がとられた場合の検疫所からの要請に基づく警戒警備などを実施するほか、感染者、検疫官等の搬送、都道府県等からの要請に基づく感染者等や救援物資等の搬送に、業務に支障のない範囲で協力することとなっている。

強化・拡充業務は、次に掲げる業務とする。

① 水際対策

- イ 船舶等への情報提供
- ロ 検疫の強化に伴う警戒警備の実施
- ハ 密入国者に対する監視取締りの強化

② 関係機関への協力

- イ 在外邦人の帰国のための航空機・巡視船の派遣
- ロ 船艇・航空機による感染者等の搬送
- ハ 検疫に関する業務協力

(2) 一般継続業務

海上保安庁は、海上における治安の維持、海難救助、海上交通の安全確保、海洋汚染等及び海上災害の防止等を任務としていることから、これらの事案が発生した場合には、早急な対応が求められ、新型インフルエンザ等を理由とした対応の遅延等は許されない。

新型インフルエンザ等が発生した場合の一般継続業務については、首都直下地震業務継続計画と同様、①我が国周辺海域で発生する事件・事故等への対応等に代表される「危機管理等関連業務」、②業務の中断が国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがある「許認可等関連業務」、③事務の停滞によって海上保安部署等の業務遂行能力に大きな影響を及ぼすおそれがある「業務支援等関連業務」の3つの業務とし、表1のとおり発生時の業務の仕分け(抽出)にかかる基本的考え方を整理し、その業務は表2のとおりとする。

ただし、この業務の仕分け(抽出)は、あくまで基本的な考え方に基づく

業務の仕分け(抽出)であり、それら以外で各組織が必要とする継続すべき業務を排除するものではなく、状況に応じ、組織毎に臨機に対応できるものとする。

3 各時期における業務量の考え方

新型インフルエンザ等が発生した場合においては、以下の各時期における業務量の考え方に基づいて、事態の状況を踏まえて計画的に発生時継続業務以外の業務量を減少させる。

(1) 初動期

内閣官房内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）や厚生労働省の方針を適時確認しながら、政府に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が立ち上がり、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、発生時継続業務の再確認を行い、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整える。

(2) 封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）

政府にあつては、感染症を封じ込めることを念頭に、確保している医療提供体制で対応可能な範囲に感染を抑制するため、強力なまん延防止対策を行うことが想定される。そのため、感染対策を拡充するとともに、発生時継続業務の実施及び継続のために、必要に応じて発生時継続業務以外の業務量を段階的に減らす。

(3) 病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）

ワクチンや治療薬の開発・普及が十分でない段階において、政府は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、医療提供体制等を勘案しつつリスク評価を行い、これに合わせて、とるべき対策を柔軟に変化させていく。そのため、感染拡大に合わせてまん延防止対策がより強化されるとともに、欠勤率が上昇すること等によって発生時継続業務の実施及び継続が困難になることが想定されるため、感染拡大の傾向を勘案しながら計画的、段階的に発生時継続業務以外の業務量を減らしつつ、発生時継続業務を実施及び継続する。

(4) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（対応期）

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期においては、水際対策や

まん延防止対策等の国民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える措置について、リスク評価に応じて縮小等の検討がなされる。そのため、適切なタイミングで発生時継続業務以外の業務量を徐々に回復させつつ、必要な感染防止対策を継続し、通常体制への段階的な移行を実施する。

第3章 業務継続のための執行体制確保

1 基本的考え方

国内において、新型インフルエンザ等の感染が拡大した場合の業務継続のための基本的な考え方は次のとおりとする。

- 発生時継続業務に職員を集中させる。
- 船艇・航空機の緊急出動態勢を確保するため、人命の安全や我が国の主権に係わるような優先度の高い業務に船艇・航空機の運用を集中させる。
- 隣接部署相互の連携・協力を強化するとともに、必要に応じて船艇・航空機を欠勤者の多い部署等へ派遣する。
- 船艇・航空機の運航要員や部署等の要員を確保する必要がある場合は、陸上職員の臨時乗船や職員の応援派遣等の措置を講じる。

2 勤務形態・通勤方法の検討

テレワークの積極的な活用のほか、職員の通勤時における感染リスクを低減するため、フレックスタイム制、早出遅出勤務、交代での勤務や自転車・徒歩等による出勤について本庁及び管区海上保安本部各課及びその事務所毎（以下、「組織毎」という。）に検討を行う。また、職員の子供等が通う学校・保育施設等の臨時休業や一部福祉サービスの縮小などにより、職員が当該子供等の保育等のため年次休暇等を取得できるよう配慮する。

3 執行体制の確保にかかる検討

各時期において、組織毎に執行体制を確保するための検討すべき主な事項は表3のとおりとする。まずは、組織毎で状況に応じた対応をとるものとするが、感染拡大等状況の推移により、組織毎において対応が困難な場合は、上部組織において調整を図る。

また、初動期となった段階で、組織毎において、それぞれ受有免状、業務経験、個人能力等を勘案した代替若しくは派遣要員の候補者を把握するとともに、業務執行体制の確保が可能な最低人数についても事前に検討しておく。

特に、交代制勤務の職場においては職場環境が特殊であることから、勤務時間や勤務形態を柔軟に対応すること等により、執行体制の確保を図ること。

4 物資の整備等

業務継続のために、職員の感染防止策として次の个人防护具等を整備するものとする。

- 不織布製マスク
- 非滅菌手袋（水を通さない材質製）
- 速乾性擦式消毒用アルコール製剤
- ゴーグル（フェイスシールド）
- 庁舎内等消毒剤
- 清拭用資材（タオル、ガーゼなど）
- ふた付きゴミ箱
- 食料品

第4章 感染対策

1 基本的考え方

同一組織内での同時多数感染は、業務を遂行する上で非常に大きな支障となる。特に、当庁においては、その職場環境の特殊性（船艇・航空機勤務及び交替制勤務）から、集団感染につながるおそれが非常に高いため、新型インフルエンザ等の感染防止に万全を期す必要がある。

2 職場における職員への対応

感染症対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策

が変化していく面を有していることから、ホームページ等¹を通じて情報を入力し、最新の知見に基づき対応をしていくことが重要であるが、まずは、以下に掲げる基本的な措置を講ずることとする。

(1) 一般的な留意事項

- ① 政府や自治体等が実施する感染症対策のための要請等に対して適切に行動するとともに、同要請等を参考に、出張を含めた職員の移動等について検討及び配慮すること。
- ② 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨すること。
- ③ 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。
- ④ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。
- ⑤ 訪問者等に対し、感染対策を実施する理解を得つつ、感染対策の実施を要請し、直接的な接触はしないようにすること。

(2) 職場における感染対策（職場の清掃・消毒・換気）

- ① 職場における接触感染の防止のため、必要に応じ、次の方法等により、職場の清掃・消毒を行う。
 - ・通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う。
 - ・職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染^(※)に対応することが考えられる。エアロゾル感染への対策として、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能

¹ 参考１：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

(※) 「エアロゾル」は、空中に浮遊する粒子をいい、「エアロゾル感染」とはウイルスを含むエアロゾルを吸引することで感染することをいう。

参考２：内閣感染症危機管理統括庁、「事業者の皆さまへ」(<https://www.caicm.go.jp/business/index.html>)

な範囲で換気を行うことが望ましい（必要な換気量が確保されているかを確認する方法としては、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用等がある。）。効果的な換気のため、必要に応じ次の方法に留意して行う。

- ・定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等が重要であることから、機械換気が設置されていない場合には窓開け換気を行う。窓開け換気を行う際には、2方向の窓を開けると換気効果が大きい。換気方法については、夏の暑さ等外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。
- ・感染を防ぐためには空気の流れにも配慮が必要である。十分な外気の取り入れ・排気と併せ、空気の流れにより局所的に生じる空気のだよみを解消する。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが可能である。
- ・目線の高さより高いパーティションや天井からのカーテンなどは、空気の流れを阻害しないよう、空気の流れに対して平行に配置するように注意する。

※上記①及び②の感染対策について、特に発生初期のような病原体の性状が判明していない間は、いずれの対策も行うこと

（3）職員の健康状態の確認等

- ① 組織毎に体調不良の職員本人や同居者等の健康状態（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）、本人や同居者等の感染の有無等について確認、把握する。
- ② 新型インフルエンザ等に該当する症状がある職員は、医療機関を受診又は適当な方法により検査するとともに、その結果を職場へ報告する。

（4）職員が発症した場合の対処

- ① 病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した職員が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- ② 職員は、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針等について指示を受ける。な

お、地域の感染拡大の状況により、治療方針等が変化する可能性があることに留意すること。

(5) 職員が濃厚接触者に該当する可能性がある場合の対処

- ① 職員本人だけでなく、同居者等の発症や職員の感染者との接触についても把握する。
- ② 同居者や同じ職場で勤務している者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性があるため、国が提供する外出自粛等の期間の基準等の情報を適宜入手する。
- ③ 同居者や同じ職場で勤務した者等が発症した場合、発症者と濃厚接触の可能性がある職員は、職場へ報告するとともに、都道府県が設置する相談センターに連絡して、今後の対応について指示を受ける。
- ④ また、特に保護者・介護者である職員については、子供や被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。
- ⑤ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、外出自粛要請の期間について特別休暇が認められる。

3 海外勤務する職員等への対応

新型インフルエンザ等が発生した場合、海外勤務、海外出張する職員等及びその家族への感染を予防するため、必要に応じて、以下の措置を講ずる。

- ① 発生国・地域に駐在する職員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
- ② 発生国・地域への出張が不要不急の場合は中止する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期する。
- ③ 海外からの出張者受け入れについては、水際対策により入国制限

等の措置が講じられ、出張者の入国（海外へ一時帰国後の再入国を含む）に影響を与えることが想定されることから、国から発信される最新の情報、要請等を参考にして具体的な対応方針等を検討し、判断すること。

（参考）特定接種

- 特定接種とは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）第 28 条に基づき、政府対策本部長が「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき」に臨時に行われる予防接種をいう。
- 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務や、新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務等に従事する公務員については、特定接種の対象となり得る。
- ワクチンについては、副作用のおそれがあること、接種を行っても完全には感染を防ぐことができないため接種後にも感染対策を講じなければならないこと、また、発生状況に応じて、特定接種が行われない場合があることについて、同意を得ておく。

第 5 章 業務継続計画の運用

1 業務継続計画の発動

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、統括庁と緊密な連携を図りつつ、海上保安庁インフルエンザ等対策本部等を開催して、速やかに本計画を実行に移すものとし、事態の状況に応じて必要な調整を行うものとする。

2 通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、通常体制への段階的な移行を検討する。

3 公表・周知

本計画の概要は公表するものとし、必要に応じて説明を行い、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ない旨理解を求めるものとする。

4 研修・訓練

本計画を実効あるものとするためには、平素から研修・訓練を通じて、全職員が業務継続の重要性を認識し、新型インフルエンザ等発生時において、各職員、各部署がとるべき行動を把握しておくことが重要である。

5 点検・改善

本計画は、今後の情勢の変化等を踏まえて、適時適切に見直すもの